

デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大により県経済へ大きな影響が及ぶ中、新たな需要への対応により県内消費の活性化を図るため、予算の定めるところによりデリバリー又はテイクアウトに参入する飲食店等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 飲食店（主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所）及び利用客に調理した飲食料品を提供する宿泊施設
- (2) デリバリー 客の注文に応じて調理した飲食料品を客の求める場所に届けること
- (3) テイクアウト 客の注文に応じて調理した飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施してその場で譲渡すること

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の目的となる飲食店等（以下「対象飲食店等」という。）を経営する者（以下「代表者」という。）であって、対象飲食店等及び代表者が次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象飲食店等が鹿児島県内に置かれていること。
- (2) 対象飲食店等において令和2年2月1日から令和2年7月31日までの期間内にデリバリー又はテイクアウトを開始した又は開始する予定であること。
- (3) 対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトが補助金の交付申請日において終了していないこと。
- (4) 対象飲食店等の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないこと。
- (5) 代表者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 代表者が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして知事が定めること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に当たり必要となる初期費用として次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの期間内に代金を支払ったもの (1) 弁当容器 (2) 広告費 (3) 配送用自動車等借上料 (4) その他対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に当たり必要となる初期費用として知事が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）で、10万円を上限とする。

2 対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に伴い必要となる人員として、令和2年2月1日以降に派遣会社に登録され雇用保険に加入している者を1月以上の期間派遣労働者として受け入れた場合の補助金額は、前項の規定にかかわらず、補助対象経費の10分の10以内の額（千円未満の端数は切り捨て）で、20万円を上限とする。

3 補助対象経費の中に他の補助金の交付の対象となる経費がある場合にあつては、この補助金のうち当該経費に係るものと他の補助金のうち当該経費に係るものの合計額が当

該経費の額を超えない範囲内で補助金額を減額することがある。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請及び実績報告書(別記第1号様式)によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金交付申請及び実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 代表者の住民票(個人事業主の場合に限る。)又は法人登記に係る全部事項証明書(申請日前2月以内に発行されたもの)
 - (2) 営業許可証の写し
 - (3) 開業届出書控え(税務署の受付印があるもの)の写し
 - (4) 直近年分の確定申告書(第一表)の写し(開業届出書提出後に屋号を変更した場合に限る。)
 - (5) 県税について未納がないことの証明書(申請日前2月以内に県の地域振興局・支庁で発行されたもの)
 - (6) デリバリー又はテイクアウトを開始した日又は開始する予定日が令和2年2月1日以降であることを証する書類の写し(該当する書類がない場合には添付不要)
 - (7) 派遣会社との契約書、派遣労働者が令和2年2月1日以降に派遣会社に登録された者であることを証する書類及び派遣料金の支払いを証する書類の写し(前条第2項に規定する場合に限る。)
 - (8) 誓約書(別記第2号様式)
 - (9) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金交付申請及び実績報告書の提出期限は令和2年8月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、補助金交付申請及び実績報告書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第4号様式のとおりにする。
- 3 前項の請求書は、補助金交付申請及び実績報告書と併せて提出することができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名
電 話 番 号
対象飲食店等の名称

印

令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付申請
及び実績報告書

令和2年度においてデリバリー又はテイクアウトを実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びデリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類 ※ 添付している書類についてはチェックすること。

- (1) 代表者の住民票（個人事業主の場合に限る。）又は法人登記に係る全部事項証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 開業届出書控え（税務署の受付印があるもの）の写し
- (4) 直近年分の確定申告書（第一表）の写し（開業届出書提出後に屋号を変更した場合に限る。）
- (5) 県税について未納がないことの証明書（申請日前2月以内に県の地域振興局・支庁で発行されたもの）
- (6) デリバリー又はテイクアウトを開始した日又は開始する予定日が令和2年2月1日以降であることを証する書類の写し（該当する書類がない場合には添付不要）
- (7) 派遣会社との契約書、派遣労働者が令和2年2月1日以降に派遣会社に登録された者であることを証する書類及び派遣料金の支払いを証する書類の写し（第4条第2項に規定する場合に限る。）
- (8) 誓約書
- (9) その他（ ）

3 実績報告

- (1) 対象飲食店等の開店日 年 月 日
- (2) 対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトの実施状況
- ア 種別 デリバリー・テイクアウト ※ 該当するものを○で囲むこと。
- イ 新たにデリバリー又はテイクアウトに参入した日 年 月 日
- ウ 補助対象経費

内 容	数量	金額(税込)	消費税等	金額(税抜)	支払日
計		円	円	円	

4 補助対象経費の支払証拠書類（領収書及び預金通帳又は金銭出納簿の写し等）
別添のとおり

誓 約 書

次の1～6のいずれにも該当することを誓います。

なお、このことに反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還すること及び交付決定がなされた場合に飲食店等の名称及び所在地が公表されることについて同意します。

- 1 対象飲食店等が鹿児島県内に置かれていること。
- 2 対象飲食店等において令和2年2月1日から令和2年7月31日までの期間内にデリバリー又はテイクアウトを開始した又は開始する予定であること。
- 3 対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトが補助金の交付申請日において終了していないこと。
- 4 対象飲食店等の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないこと。
- 5 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- 6 鹿児島県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名
対象飲食店等の名称

印

殿

鹿児島県知事

印

令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付決定
及び交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名
電 話 番 号
対象飲食店等の名称

印

令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け商政第 号の交付決定及び交付確定通知書に基づく令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

預金口座番号

銀行 支店・営業所
当座・普通 号
フリガナ
口座名義人